

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
1	不法投棄の件数は少なくなったと思うが、未だに不法投棄の報告を受ける時がある。人手不足もあると思うが、監視パトロール、啓発が重要だと思う。	当保健所では現在、2名の廃棄物監視員を配置し、不法投棄が発生しやすい場所や過去の発生ポイントを重点的に巡回しております。令和7年度は1,613件の監視を実施いたしました。 御指摘のとおり、限られた人員の中で「監視」と「啓発」の両輪を強化することが不可欠です。今後も関係団体との連携をさらに深めたキャンペーンの実施や、排出事業者への徹底した指導・講習を通じて、地域の方々が不法投棄のない安心な環境を実感できるよう、粘り強く取り組んでまいります。
2	本県は衛生基準が他県と比べて厳しいと聞いているが、どうか。	宮崎県は鶏肉の生食文化があるため、生食用鶏肉に関しては、全国には珍しい独自の衛生指導基準を設けていますが、営業許可等に関する食品衛生基準は、現在、令和3年に施行された改正食品衛生法に基づく全国一律の基準に準拠して条例を改正しており、他県と比較して法的な上乗せ基準があるわけではありません。 具体例がないため回答が難しい部分もありますが、基準に基づき、制限をお願いせざるを得ないケースがあることは事実です。しかし、別の手法で同等の安全性を確保できる代替案を提示するなど、営業者の意向と安全の両立に向けた柔軟な対応に努めております。
3	(精神保健福祉法の) 47条相談について、精神障がい者及びその家族等から、精神障がい者の入院等に関する相談を受理した際の保健所での対応の流れ、取り得る措置について知りたい。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第47条は、心の健康に関する「保健」、受診等に関する「医療」、生活に関する「福祉」等の相談を受け、情報提供・助言・支援を行う規定です。 医療の相談では、相談者が混乱していることが多く、まず、一緒に問題点の整理、精神科の受診や入院形態の説明、受診時の留意点の助言等を行い、必要時に「こころの健康相談（毎月第4木曜日実施）」で精神科医師への相談につなげます。さらに、医療機関の紹介や同意を得ての受診調整を行います。本人が受診を拒否する場合等は、同意を得て家庭訪問を行い、状態確認や受診勧奨等を行います。なお、家庭訪問は関係機関と連携し、複数回行うこともあります。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
4	医療機関・薬局への立入検査に係る下記事項について、共有可能な範囲でお答えいただきたい。 ・最近の指導事項や指導の傾向 ・法改正に伴う重点確認事項 ・薬剤師会への周知依頼事項	1 医療機関への立入検査について 厚生労働省が通知で示す立入検査要綱や留意事項に基づき実施しています。立入検査要綱による検査基準の項目は、人員、構造設備、医療の安全管理体制、帳票・記録の管理などです。なお、今年度の留意事項には、サイバーセキュリティやオンライン診療に関する項目が新たに追加されています。 対象とする医療機関は、県の通知により、病院は毎年度、一部の有床診療所は数年に一度、眼科診療所や透析医療機関、エックス線装置を有する医療機関などは必要に応じて実施しております。 当保健所における昨年度（令和7年度）の実施状況については、令和8年度版の保健所業務概要（34ページ）に掲載しております。なお、指摘事項は、医療法上の手続漏れ、医薬品の管理、診療用放射線の安全管理体制に関するものでした。 2 薬局への立入検査 最近の立入検査ではサイバーセキュリティ対策の向上が待たれる施設が散見されます。医療DX推進に伴い情報保護は重要であり、厚労省のチェックリストを用いた自己点検と対策を引き続き周知・指導してまいります。 また、オーバードーズ対策として改正薬機法に基づき「指定濫用防止医薬品」の販売方法を重点監視し、適正販売の徹底を求めています。 併せて、法令遵守強化のための「自己点検表」を県HPに掲載しました。今後の立入検査では本表を確認資料として活用します。オンライン手続きの開始など昨年から変更点も含め、円滑な薬局管理に向け会員の皆様への周知をお願いいたします。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
5	感染症対策に係る下記事項について、共有可能な範囲でお答えいただきたい。 ・現在流行が懸念される感染症 ・HIV、梅毒検査の実施状況、宮崎県での罹患状況 ・保健所から薬局に期待する役割	1 流行が懸念される感染症 当所管内で毎年発生している感染症は、結核・ダニ媒介感染症（日本紅斑熱・つつがむし病、SFTS：重症熱性血小板減少症候群）などです（業務概要P56参照）。また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの流行は、県全体と同様です。毎週の発生動向（県全体及び保健所管轄圏域ごと）は、宮崎県感染症情報センター（宮崎県衛生環境研究所）のホームページでご確認いただけます。 なお、全国的には、麻しん（はしか）が第31週（～8/2）までに548例と昨年同時期比で2倍以上の発生があります。麻しんは感染力が非常に強く、流行につながります。最も有効な予防法はワクチン接種ですので、乳幼児期の2回接種の徹底や、接種不十分な場合の追加接種などについて、周知をお願いします。 2 特定感染症検査及び罹患の状況 当所では月1回、事前予約制で検査を実施しており、令和7年度実績はHIV・梅毒ともに12件です（業務概要P57参照）。また、2025年の本県内の報告数は、新規HIV感染者2件、新規エイズ患者2件、梅毒は115件となっています。相談の際は保健所も窓口である旨、周知にご協力をお願いします。 3 薬局に期待する役割 結核治療における薬局DOTS等の支援が必要な事例に関する個別連携、住民に身近な機関として感染症の発生動向に応じた注意喚起などを期待します。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
6	薬務行政に係る下記事項について、共有可能な範囲でお答えいただきたい。 ・最近増えている相談内容 ・法令違反事例 ・薬局への注意喚起事項	最近の相談状況ですが、全体として顕著な増加傾向はみられません。 一方で、SNSを端緒とするマンガロ等の不適切な広告や若年層のオーバードーズ、「ゾンビたばこ」等の社会問題については、管内で探知した事例はないものの、全国的な動向を注視し警戒を強めております。薬物乱用の問題につきましては、医薬品の身近な専門家である薬剤師会の皆様に『ゲートキーパー』としての役割が期待されています。市販薬乱用等の防止のため、ご協力をお願いします。 法令遵守については、県内で期限切れ麻薬の誤交付事案が発生しており、事故防止に向けた適正管理の徹底を改めて求めています。併せて、夏季の猛暑対策として、冷所・常温保存薬ともに調剤室等の温度が30度を超えないよう、24時間体制での厳格な品質管理を重ねてお願いいたします。
7	毎年誰かが子猫を捨てている。予後は分からない。2～5日間くらいで鳴き声は聞かない現状である。ほんの少数と思われるが、飼うのであれば、最後まで責任を持つのは当然である。モラル教育・生命尊重教育を今一度、機会ある毎に実施してほしい。	法律においても、ペットの飼い主に「終生飼養」の努力義務が定められており、動物が命を終えるまで適切に飼うこと、病気や高齢になっても放棄せず、やむを得ず飼えなくなった場合は新しい飼い主を探す責任があります。 子猫については、保健所が通報を受け、自活できない、このまま放置すれば命の危険があるなど判断のうえ、保護することもあります。明らかに捨てられているという状況があれば、動物の遺棄疑いの事案として、警察と連携して対応している状況です。 また、生命尊重・モラル教育の推進については、県としても非常に重要な取り組みと考えており、動物愛護センターで、小学校や児童クラブ等への「いのちの教育授業」を実施し、専門の先生や保健所獣医師を講師として、動物の命の重さや飼い主の責任について啓発を行っております。今後も機会あるごとに、より一層力を入れて実施してまいります。 なお、望まない繁殖が遺棄につながるケースも多いため、引き続き、飼い主に対しては不妊去勢手術の徹底など適正な飼養管理について、強く呼びかけてまいります。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
8	コロナ禍以降も何かしらの感染症が度々発生し、話題にもなる。平時からのコミュニティ内での健康観察の仕組みづくりや、有事の際の支援者（機関）の把握など、地域住民の方々に、どのように連携や働きかけを行っているのか知りたい。	感染症発生動向は、No.5のとおりホームページでの公表、新聞やテレビの報道等により周知されているほか、流行警報レベルを超える場合などは予防対策も併せて啓発を行います。また、時期的に流行する感染症については、市や関係機関の協力を得て、広報誌での啓発やポスター掲示等により予防の呼びかけを行っています。さらに、高齢者施設等に対し、日頃からの健康観察や感染症発生時の対応等に関する研修を行っています。
9	障がい者雇用が進められている中、当院も数名の障がい者が働いている。社会的サポートを受けている方もいる。地域で障がい者の方々が安心して働けるためにどのようなサポート体制があるのか、雇用する側も、その活動にどのように参画できるのか知りたい。 また、保健所も障がいのある方々への支援を行っていると思うが、私たちに気をつける点や協力してほしい点等アドバイスいただけるとありがたい。	1 障がい者支援について 保健所は「保健」や「医療」に関する相談対応や「福祉」へのつなぎなどの個別対応に行くとともに、誰もが安心して自分らしく暮らすことができる地域づくりを目指した啓発活動や交流会などに取り組んでおり、特に日南串間地域精神保健福祉協議会の活動は皆さまで会費協力をいただくことで実施できており、この場を借りて感謝申し上げます。今後も、機会を捉えて障がい者についての理解を深めるとともに、地域住民の身近な機関としてお話を聞いていただき、必要時には専門機関へつなぐ等の御協力をお願いします。 2 障がい者の就業について 障がい者の就業に関する支援には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「就労選択支援」「就労継続支援（B型：雇用契約なし、A型：雇用契約あり）」「就労移行支援（一般企業での就業に向けた訓練）」「就労定着支援（一般企業就労後の支援）」の福祉サービス【相談窓口は市町村】、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく「障害者就業・生活支援センター（通称ナカポツ、生活支援も行う）」や「障害者職業センター」による職業準備支援やジョブコーチ支援【相談は直接各機関へ】等があり、「障害者就業・生活支援センター」や「障害者職業センター」は、雇用に関する相談など事業主の支援も行います。また、県障がい福祉課では、職業訓練体験の委託先を募集していますので、県ホームページをご確認のうえ、参画の御検討をお願いいたします。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
10	むし歯治療を進めるために学校でできることを教えていただきたい。	本県における12歳児のむし歯有病者率は、年々減少傾向にありますが、全国平均を上回っています。 子どもの歯の健康は、家庭の経済状況や保護者の健康に対する意識など、環境による影響を受けやすく、健康格差が生じやすい傾向にあります。 学校歯科医との連携の下、定期歯科健診後の事後フォローや歯科保健指導を進めていくとともに、予防の視点も踏まえ、児童・生徒・学校関係職員が正しい知識を持ち、歯磨きやフッ化物洗口等を実践できる環境整備も重要と考えます。 保健所でも、歯科保健知識や歯科保健に関する情報提供、研修会の開催等、関係機関と連携した歯科保健施策を今後も推進してまいります。
11	SFTS感染者の数の推移、分布特性（はどうなっているか。）	2013年3月の届出開始以降2026年 5 月17日までに、県内における累積報告数は127件。そのうち、当所管内居住者は22件あり、保健所別人口10万人対の発生件数は、県内でワーストとなっております。 分布特性として、患者の平均年齢は74歳で職業は無職が多く、感染場所（推定を含む）は管内居住地周辺で草刈りや農作業中、山菜採りなどでダニに噛まれたというエピソードが多いです。
12	南海トラフ巨大地震等、大災害に対する動物管理における対策（について聞きたい。）	大規模災害発生時には、「人とペットの災害時行動マニュアル」（県衛生管理課作成）を踏まえ、県に救護本部が設置され、動物愛護センターが救護本部の中核を担う体制となります。 そして、県内各保健所は現地対策本部となり、特定動物の飼養状況把握を行い、二次被害を防ぎつつ、避難所等の状況を情報収集するとともに、救護本部、日南市、串間市、地域獣医師会と連携・調整を行いながら、ペットの同行避難者や飼育困難者等への対応や被災地域の動物救護等を実施するなど総合的な業務を担うこととなるため、ボランティアの必要数把握や派遣調整、物資の管理等も担うこととなります。 また、南海トラフ巨大地震が発生すれば、当県だけの対応は困難となることから、県では、宮崎県獣医師会や九州・山口9県の応援協定を締結しており、動物救護等業務の支援体制を構築しています。ペットに限れば、飼い主への平時からの適正飼養管理指導やペット用を含めた備蓄品の確保などの心構えなどの啓発が重要となるため、県ホームページ等での啓発を行っています。

令和 8 年度日南保健所運営協議会

事前にいただいた出席委員からの質問、意見等への回答

No.	質疑、意見等の内容	回答内容
13	今現在、高齢化が進む中、介護施設の人材確保やサービスの質の向上に向けて、保健所ではどのような支援や連携を行っているのか。	保健所では、サービスの質の確保と保険給付の適正化を目的として、医療系の介護施設（老人保健施設など）・事業所（訪問看護ステーションなど）に対する運営指導を行っています。 具体的には、定期的（数年に一度）に対象の施設・事業所を訪問し、法令や基準に沿って適切に運営されているか確認・指導を行っています。例えば、人員や施設の基準が守られているか、入所時に必要な手続きが行われているか、必要な書類が作成されているか、などです。当保健所における昨年度（令和7年度）の実施状況については、令和 8 年度版の保健所業務概要（34ページ）に掲載しておりますので御参照ください。 なお、介護人材の確保については、本庁の長寿介護課が所管しており、「参入促進」、「労働環境・処遇の改善」、「資質の向上」の 3 つの視点から、様々な対策が講じられているところです。
14	感染症が発生した際、高齢者や地域住民へ迅速で分かりやすい情報を届けるために、どのような取組をされているか。	No. 8 のとおりです。
15	高齢者やその家族が気軽に相談できる体制や、地域で孤立を防ぐための支援について教えていただきたい。	高齢者に関する総合相談窓口として、各市に地域包括支援センターが設置されており（日南市 4 か所、串間市 1 か所）、電話や来所での相談対応や訪問、必要に応じたサービス紹介や関係機関と連携した支援体制を構築されています。 孤独・孤立対策は、「支援を求める声を上げやすい環境」、「状況に合わせた切れ目ない相談支援」、「見守り・交流の場や居場所づくり」、「官・民・NPO連携」を基本方針として、あらゆる分野で取り組むこととされています。保健所の精神保健分野においては、孤独・孤立の結果として起こる自殺を予防するため、「こころの健康や相談窓口に関する普及・啓発」、「精神科医による心の健康相談の他、保健師による相談対応や人材育成の研修会」、「訪問による見守り」などを行っています。